

費用弁償に関する条例」(昭和29年千葉県条例第7号。以下「職員旅費条例」という。)に基づき算出されるが、職員が公務のため、本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域）における旅行以外の旅行（以下「外国旅行」という。）をする場合は、職員旅費条例第31条により、旅費法に定める「国家公務員の例による」とされている。

本件各議員については、旅費法第34条第1項第1号イに規定する「指定職の職務にある者であつて一般職の職員の給与に関する法律第6条第1項第11号に規定する指定職俸給表の適用を受けるもののうち同表の6号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの」として取扱い、ビジネスクラスの運賃（日本・ドイツ間の往復分）のほか、エコノミークラスの運賃（ドイツ・オランダ間の往復分）が支給された。

宿泊料については、議員報酬条例第5条第3項により、「特別の事情により…別表第2に規定する宿泊料…の額により難い」と議長が認める場合には、議長が定める額の宿泊料を支給できるとされており、本件においては、①円安による物価高騰、②安全面・緊急時対応の必要性、③宿泊先の確保が困難であった事情を踏まえ、議長が「特別の事情」があるものと認め、規定の額を超える宿泊料が支給された。

なお、外国旅行における、内国旅行部分の旅費（鉄道賃・車賃）については、旅費法によらず、職員旅費条例に基づき、職員に支給すべき額に相当する額が支給された。

これらの規定に基づき、本件海外派遣については、費用弁償（旅費）として、令和6年5月23日に16,909,435円が概算払により本件各議員に支給され、本件海外派遣の終了後の同年6月14日に精算が行われ、追給又は返納はなかった。

本件海外派遣に係る議員に支出された費用弁償（旅費）の内訳は以下のとおりである。

(ア) 鉄道賃	34,675円
(イ) 航空賃	12,946,700円
(ウ) 車賃	2,560円
(エ) 日当	201,000円
(オ) 宿泊料	3,180,000円
(カ) 旅行雑費	544,500円
計	16,909,435円

4 本件海外派遣終了後の手続について

海外派遣取扱要領第5では「派遣団は、調査等の結果をまとめ、県議会ホームページ及び議会図書課等で一般の閲覧に供する。また、議員団の代表議員は、調査等の結果を直近の本会議で報告する。」こととされている。

本件海外派遣については、調査終了後の直近の本会議である令和6年6

月13日に、本件調査団の代表である団長が調査等の結果の概要を報告し、同年9月には、「令和6年度千葉県議会ドイツ・オランダ行政調査報告書(以下「本件報告書」という。)」が作成され、県議会ホームページに掲載されるとともに、議会図書課において備え置かれた。

第6 判断

1 判断基準について

地方公共団体の議会による議員派遣については、前記第5の2のとおり、法第100条第13項に定められているところ、判例においては、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができる」としながらも、「上記裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定は違法になる」とされ、「上記の裁量権行使の逸脱又は濫用の有無を判断するに当たっては、視察目的の合理性、視察の必要性、視察の内容や費用の相当性等の事情を総合的に考慮する必要があり、例えば、視察が議会の権能を適切に果たすために必要のないものである場合や、視察の内容や費用が視察目的に照らして明らかに不相当である場合などは、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があるものとして議員派遣の決定は違法となるものと解される」とされている。(最高裁昭和58年(行ツ)第149号昭和63年3月10日第一小法廷判決・集民153号491頁、最高裁平成5年(行ツ)第57号平成9年9月30日第三小法廷判決・集民185号347頁、青森地裁平成28年(行ウ)第3号平成30年10月19日判決参照)

以上の判断基準の下、本件海外派遣の目的に合理性が認められるか、また、当該目的に照らして調査内容や費用が不相当なものであるか、その他、本件海外派遣に係る支出に明らかに不合理な点があるかどうかについて、以下、具体的に検討していく。

2 本件海外派遣について

(1) 本件海外派遣の目的の合理性

令和6年3月15日の県議会における決定において各議員に配布された資料及び本件調査計画書によれば、本件海外派遣の目的は、①海外都市との交流の取組、②再生可能エネルギー政策の取組、③観光振興等に係る取組に関する調査等を実施し、今後の県政の発展に資することとされている。

ア 海外都市との交流の取組

社会・経済のグローバル化が進展する現代においては、異なる文化の理解を深めることが、県のさらなる発展に不可欠な課題とされているところ、本県では、県政運営の基本方針として「千葉県総合計画～

新しい千葉の時代を切り開く～」（以下「総合計画」という。）を策定し、同計画の第5章第1節V-1-③において重点的な施策の一つとして「多文化共生社会づくりと国際交流の推進」を掲げ、その中で、「国際交流の推進」を主な取組の一つとして位置づけ、姉妹都市等との国際交流の推進に取り組んでいる。

したがって、海外都市との交流の取組を本件海外派遣の調査目的とすることは、本県の推進する施策と密接に関連しているものと認められる。

イ 再生可能エネルギー政策の取組

2050年カーボンニュートラル社会の実現のため、再生可能エネルギーの推進が喫緊の課題となっているところ、本県では、総合計画の第5章第1節VI-2-①において重点的な施策の一つとして「地球温暖化対策の推進」を掲げ、その中で、「再生可能エネルギー等の活用促進」を主な取組の一つとして位置づけ、家庭や企業、公共施設における太陽光発電設備の導入や洋上風力発電の導入など、再生可能エネルギーの普及・推進に取り組んでいるところである。

したがって、再生可能エネルギー政策の取組を本件海外派遣の調査目的とすることは、本県の推進する施策と密接に関連しているものと認められる。

ウ 観光振興に係る取組

新型コロナウィルス感染症収束後、増加傾向にある訪日客の県内への誘致を強化するために、他自治体との競争にも対応した本格的な取組が必要であるところ、本県では、総合計画の第5章第1節II-1-⑤において重点的な施策の一つとして「観光立県の推進」を掲げ、その中で、「インバウンドの推進」を主な取組の一つとして位置づけ、国内旅行者のみならず、海外からの旅行者の誘致等を積極的に進めている。

したがって、観光振興に係る取組を本件海外派遣の調査目的とすることは、本県の推進する施策と密接に関連しているものと認められる。

エ その他の取組について

本件海外派遣は、前記アからウに掲げた目的に加え、以下の取組についても、調査目的としている。

(ア) 循環型社会の構築に関する取組

近年、県民や事業者、国、県内市町村等の取組により、廃棄物の排出量は減少傾向にあるものの、本県の廃棄物処理を取り巻く現状を見ると、一般廃棄物、産業廃棄物ともに解決すべき課題が依然として存在している。

そこで、本県では、総合計画の第5章第1節VI-2-②において「循環型社会の構築」を重点的な施策の一つとして掲げ、廃棄物の

発生を抑制するとともに、減量化や再資源化の推進及び産業廃棄物等の適正処理に向けた取組を推進している。

したがって、循環型社会の構築に関する取組を本件海外派遣の調査目的とすることは、本県の推進する施策と密接に関連しているものと認められる。

(イ) 進出企業の状況等について

国内市場が縮小する中で、海外需要の獲得は県内企業の売上向上及び持続的な成長を目指す上で、重要となっている。

そのため、本県は、総合計画の第5章第1節II-1-①において「産業の振興と企業立地の促進」を重点的な施策の一つとして掲げ、その中で「県内企業の海外取引・輸出の促進」を主な取組の一つとして位置づけ、県内企業による海外市場への販路開拓等を支援しているところである。

したがって、進出企業の状況等の調査を本件海外派遣の目的とすることは、本県の推進する施策と密接に関連しているものと認められる。

オ よって、本件海外派遣の目的は、いずれも本県の推進している施策と密接に関連していることから、議員派遣による調査を行うための目的としての合理性があり、妥当なものであると認められる。

(2) 本件海外派遣の調査内容の相当性

ア 各調査内容について

本件報告書及び別紙3の意見書の第2の2(2)によると、本件海外派遣における各調査の概要は以下のとおりである。

(ア) デュッセルドルフ市との姉妹提携5周年記念式典(6月1日)

海外都市との交流を調査目的としており、本件各議員は、本式典に出席するとともに、同市の市長らと今後の交流の内容や促進について意見交換を行っている。

(イ) デュッセルドルフ市における「日本デー」開会式・千葉県PRブース等の視察(6月1日)

海外都市との交流の取組及び観光振興に係る取組を調査目的としており、本件各議員は、60万人以上が参加する日本紹介イベントの開会式へ参加したほか、千葉県PRブース等の各ブースを視察し、現地の人々と交流を行っている。

(ウ) JETROデュッセルドルフ事務所(6月1日)

再生可能エネルギー政策の取組を調査目的としており、本件各議員は、ドイツにおける再生可能エネルギーの状況、脱炭素化に向けた取組や課題等について説明を受け、その後、意見交換等を行っている。

(エ) サーキュラーエコノミー実験区・水上住宅(6月2日)

再生可能エネルギー政策の取組及び循環型社会の構築に係る取組を調査目的としており、本件各議員は、オランダにおいて先進的な循環型社会モデルに取り組んでいる地区の関連施設を専門ガイドによる説明を受けながら視察し、その後、質疑等を行っている。

(オ) 在蘭日本商工会議所（6月3日）

進出企業の状況を調査目的としており、本件各議員は、オランダにおいて事業を行うメリット・デメリットや同国に進出する企業に対する同会議所等による支援策などについて説明を受け、その後、意見交換を行っている。

(カ) アムステルダム港（6月3日）

再生可能エネルギー政策の取組を調査目的としており、本件各議員は、同港の副所長から同港における再生可能エネルギーにより生成されたグリーン水素の輸入・貯蔵計画や、既存の天然ガスパイプラインを活用したグリーン水素の供給計画等について説明を受け、その後、意見交換を行っている。

(キ) J E T R Oアムステルダム事務所及び中部電力株式会社の現地法人（6月3日）

再生可能エネルギー政策の取組を調査目的としており、本件各議員は、当事務所の所長等からオランダのエネルギー事情や、風力発電をはじめとした脱炭素・再生可能エネルギー事業についての説明を受け、その後、意見交換を行っている。

(ク) J N T O フランクフルト事務所（6月4日）

観光振興に係る取組を調査目的としており、本件各議員は、同事務所の所長からドイツ人の海外旅行需要や訪日概況、ドイツ人向けの情報発信の在り方についての説明があり、その後、意見交換を行っている。

(ケ) フランクフルト日本法人会（6月4日）

進出企業の状況を調査目的としており、本件各議員は、同法人会の事務局長等からドイツ（特にフランクフルト）において事業を行うメリットや近年のドイツに進出する企業の傾向等について説明を受け、その後、意見交換を行っている。

(コ) 在フランクフルト日本国総領事館（6月4日）

再生可能エネルギー政策の取組を調査目的としており、本件各議員は、同領事館の領事から、ドイツの経済、エネルギー及び文化振興の政策について説明を受け、その後、意見交換を行っている。

イ 調査内容の相当性について

前記アの内容からすると、各調査内容は、本件海外派遣において掲げられた各調査目的と関連していることが認められ、また、各調査先において、本件各議員が、施設等の視察のほか、現地の関係者等から

各施策や制度の実情や課題等について直接説明を受けるとともに、質疑等が行われていることが認められる。

請求人は、本件海外派遣について、インターネット等を活用した調査で十分であることや調査終了後の本会議での団長発言、訪問先のほとんどが日本の在外機関であったことなどを捉え、必要性がないと主張する。しかし、議員が現地の人々と直接会話し、日本及び千葉県に対する印象を実際に確認すること、また、現地施設を訪問し、最新の情報と専門的な知見を有する責任者等から実情等を聞き、直接質疑ないし意見交換することにより、本県が推進する各種施策に関する有益な知見を得られることは十分考えられるものであり、その他、県政に何ら関係のない不必要な調査等が行われているといった特段の事情も見受けられない。

そうすると、本件海外派遣における各調査内容については、調査対象の選定を含めて、相当性があるものと認められる。

なお、請求人は、調査先の選定の一部を旅行業者に委託していることを問題視しているが、これは、別紙3の意見書の第2の2（3）イのとおり、専門的な知見と経験を有する旅行業者に事業提案方式により提案を求めたものであるところ、同様の業務委託は行政機関において他にも見受けられるものであり、不合理な点は認められない。

（3）本件海外派遣に係る費用の相当性

ア 航空賃

請求人は、日本・ドイツ間のビジネスクラスの往復航空賃が高額であり、違法ないし不当である旨を主張するが、前記第4の5（3）、前記第5の3及び別紙3の意見書の第2の3のとおり、本件各議員について旅費法第34条第1項第1号イの「指定職」に相当するものとして、ビジネスクラス運賃を支給したものであり、議員らが千葉県民から選挙をもって選ばれた議決機関の構成員であることも踏まえれば本件海外派遣に係る航空賃については相当性が認められる。

イ 宿泊料

請求人は、デュッセルドルフ市におけるホテル宿泊料が高額であり違法ないし不当である旨を主張するが、前記第4の5（2）、前記第5の3及び別紙3の意見書の第2の3のとおり、本件海外派遣にかかる宿泊料については、議長が「特別の事情」があると認めた上で、議員報酬条例に基づき支給されたものであるところ、その理由については、行程上やむを得ない事情によるものであり、さらに、随行職員3名の宿泊料と同額であることも踏まえれば、本件宿泊料については相当性が認められる。

ウ その他の費用について

議員報酬条例等の関係規定に基づき、羽田空港と自宅の往復に要し

た鉄道賃及び車賃については国内旅費の金額が、日当及び旅行雑費については国家公務員の外国旅行に準拠した金額が支給されており、いずれの費用についても相当性が認められる。

(4) 派遣決定に係る県議会での審議

請求人は、本件海外派遣について、議会において賛成討論等が行われていないことをもって、必要性について審議が不十分であったとして、本件海外派遣に係る支出が違法である旨主張するが、前記第5の2のとおり、本件海外派遣は会議規則第134条の規定に基づき、令和6年3月15日の本会議で、派遣の目的、場所、期間及び派遣議員を明示の上、賛成多数により議決されており、定められた手続を踏まえて派遣決定がされたものである。

(5) その他

ア 派遣議員の人数について

請求人は、「日本デー」に10名の県議会議員が参加したことを問題視し、団長1名の参加で十分である旨主張するが、海外に派遣する議員数については議会の裁量の範囲内であり、議員団として参加し、市長等と交流したことは、単に情報収集にとどまらず、姉妹都市との交流促進を図る姿勢を示す意味でも、合理性が認められる。

イ 毎年度の海外派遣の予算化について

請求人は、海外派遣に係る費用が漫然と予算化されていることを問題視するが、実務上、議会で海外派遣の決定がなされれば速やかに旅行業者との契約手続等に着手する必要があることから、海外派遣に係る予算を毎年度、あらかじめ予算に計上することは、予算執行の実務に即したものであり、相当性が認められる。

(6) まとめ

以上のとおり、本件海外派遣の目的には合理性が認められること、また、調査内容や支出された費用についても相当性が認められること、さらに、議会の手続においても特段の違法性は見当たらないことからすると、法第100条第13項の規定による本件海外派遣に係る決定において、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があったものとは認められない。よって、本件支出について違法又は不当な点はない。

3 その他

請求人は、そのほか、別紙2の陳述書のとおり、過去の海外派遣における県議会の審議について本件海外派遣と同様の違法性があること、令和7年度に予定されていた海外派遣が中止になったこと、他の都道府県議会の海外派遣の状況等を掲げて本件支出が違法である旨を主張する。

しかし、令和6年度における本件海外派遣に係る本件支出に違法又は不当な点はないことは、前記2のとおりであり、これらの主張は、いずれも

本件支出における違法又は不当の主張には当たらないものであり、また、そのほかに、本件支出を違法又は不当とする事情は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件措置請求には理由がないから、上記「第1 結論」のとおり決定する。